

様式第4号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和元年度第2回西脇市地域福祉計画推進会議
開催日時	令和元年8月1日(木) 午後1時30分～2時
開催場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	谷口泰司、長尾芳明、村上昌紘、岡井久夫、小谷義之、岡野雅代、村上典正、藤井志帆、足立ちづる、中嶋弘美、絹川恵子、村上明生、木元倫代、齋藤周藏、片山功、宮崎延子
欠席委員の氏名又は人数（敬称略）	武部恵子、伊達恵一、久下弘、藤井修一
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部 部長 細川喜美博 社会福祉課 課長 伊藤景香 長寿福祉課 課長 村井真紀 こども福祉課 課長 岸本雅彦 社会福祉課 課長補佐 正木万貴子 社会福祉課 今村深力
傍聴人の数	0人
協議又は協議事項	(1) 第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正 (2) その他
会議の記録	
発言者	内 容
事務局	1 開会 委員の出席は16名 傍聴者は0名 委員の公職の交替による交代の紹介
会 長	2 あいさつ
事務局	(資料確認)
会 長	議事録署名委員の指名 齋藤会長と岡井久夫委員に決定
	3 協議事項 (1) 第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正について、事務局から説明願う。

事務局	(事務局より資料説明)
会 長	<p>説明があったが、質問があれば発言を願う。</p> <p>29ページに第3章計画の基本理念があるが、前回の会議で事務局に預けていた。それ以外について、今の説明で何か追加やここはもう少しできるのか等あれば、委員の方から願います。</p> <p>意見がないようなので、基本理念は除いて了承されたとする。</p> <p>次にその基本理念の2つの案の採決について、何か意見があれば検討し、なければどちらか多い方だと思うが。</p>
委 員	<p>折衷案ではどうか。語呂が合うので「西脇市」として、「安心できる」は「できる」を取って、合言葉にするとリズムが合う感じから、「みんなが安心・心つながるまちづくり」を提案したいと思う。</p> <p>「ほっこり いいね・西脇市 みんなが安心・心つながるまちづくり」語呂が合って、温かい感じがすると思う。</p>
会 長	<p>こういう提案があるのですが、事務局はどうか。</p>
事務局	<p>案3としてよいと思う。</p>
会 長	<p>他にあるか。委員からの提案に反対意見はあるか。</p> <p>では、委員の案で、特に意見がなくこれに決定する。</p> <p>他になれば、次に進む。</p> <p>(2) その他について、事務局から説明願う。</p>
事務局	(事務局より資料説明)
会 長	<p>説明があったが、質問があれば発言を願う。</p>
副会長	<p>今後、関係各課に照会をして第4章の関連事業の内容を進めていくということだが、その際に、38ページの今回新たに柱立てされた成年後見制度の利用促進について、方向性の中でいきなり成年後見制度の利用につなげるのではなくて、その大前提として、障害者と高齢者ともに意思決定支援がまずありきである。成年後見制度は、</p>

	<p>所詮はその方の代理に過ぎないので、代理人を多数増やすことは最後の手段であり、それ以前に意思のない人はいない。徹底的に意思決定を支援していく、その人はかけがえないということをして市として前面にし、それが万策尽きた場合の成年後見制度であることを出してほしいと思う。それを含めて関係各課に照会してほしい。</p>
事務局	<p>承知した。</p>
会 長	<p>その他にないか。なければこれで本日予定していた協議事項は、早いですが審議はこれで終了する。</p> <p>皆さんの円滑な会議運営の協力にお礼を申し上げます。進行を事務局にお返すする。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>事前に資料を送付したが、期間が短くて本日の会議までに委員の意見がまとまりにくかったのではないかと反省している。次の会議までに気付かれる点があれば、遠慮なく伝えてもらい反映させていきたいと思う。関係各課と調整した上で、また修正等も出てくると思うので次の会議で改めて報告し、意見をいただきたい。</p> <p>次回の会議は、次第4に記載のとおり、10月11日（金）午後1時30分から同じ会場で開催を予定している。第三次西脇市地域福祉計画の素案・修正について、パブリックコメントに向けての協議となる。</p> <p>また、今後の会議は、パブリックコメントを終えて来年1月23日を予定している。</p> <p>お手元にシンポジウムの案内チラシを配らせていただくが、可能な方は覗いていただけたらと思う。事務局からは以上です。</p>
委 員	<p>西脇市と多可町の障害者相談支援事業所が合同で毎年開催している啓発講演会のチラシを配布した。重度障害をもつ当事者が講師で生活の現状を聞くことができる。よければ参加を呼びかけてほしい。</p> <p>また、会議の中で意見をするか迷ったのだが、副会長が言われていた成年後見制度の利用の前に意思決定支援をすることに関して、最近関わった方で、仕事に行っていて車の運転はできるけれども、言われたことをそのまま率直に捉えすぎてしまう、いわゆる発達障害と診断された方の面談を定期的に行っている。その方は、困りな</p>

	<p>がらも生活できているから福祉サービスの利用は必要ない。しかし、すぐ騙されてしまうということがあるので、家族会議で成年後見人を妹にしようという話が出て、どうしたらできますかと相談をいただいた。車の運転ができるし、お金を騙し取られそうになった時は、家族に相談ができているので判断能力がない人ではないと私たちは思っているので、「成年後見制度というのは、判断能力のない方が対象になる。」という説明をした。成年後見制度という言葉が独り歩きをしてしまい、それがあったら安心だと思っている人が出てきたと感じる。その方は、相談支援事業所とつながっているから話をする機会があるが、ない方もまだまだいると思うと、相談できる人や相談できる体制の周知なども必要だと思った。そういうことも計画に入れていけたら良いと思った。会議が終了したところで意見して申し訳ない。</p>
副会長	<p>その通りで、市がそれを前面に出せば、もっと市民に伝わって行くと思う。その人の代わりは、本当は誰もできないと伝わっていく。</p>
会 長	<p>他に意見がなければ以上をもって、本日の会議を終了する。</p>